

「いじめ」(いじめ防止対策推進法第2条第1項)とは、

R8 沼津市立原東小学校 いじめ防止基本方針

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ未然防止のための日常の取組

1 心の醸成

- 道徳の授業を要とし、全ての教育活動において育む。
- 人権教育の推進
- チクチク言葉の排除とあったか言葉の奨励、およびコミュニケーションのスタートとなる挨拶の励行

2 規律をもって授業に参加

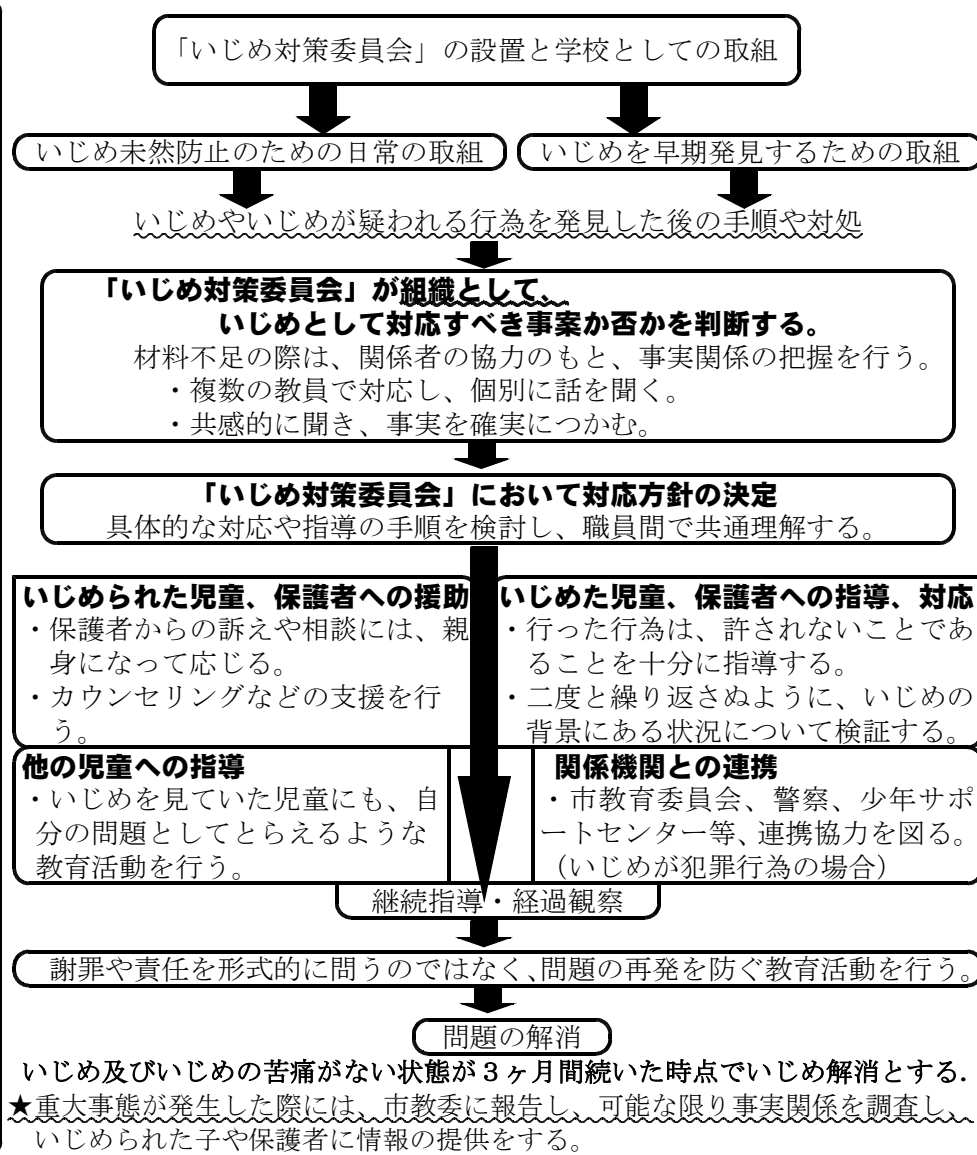
- チャイム着席
- 正しい姿勢の指導。
- 学習のルールを守る。(持ち物)
- 私語を慎む。
- 正しい発表の仕方、聞き方。
- 予定合わせをする。
- 整理整頓をする。

3 基礎的な学力を身につける

- 学習問題を大切にする。
- 基礎学力の定着。
- 家庭学習の習慣の確立。
- 全ての子の活躍場面の設定。

4 認められているという実感を持つ

- 係活動や委員会活動を通じた自己有用感の醸成
- 子ども同士の認め合いの機会の設定(帰りの会、行事後など)
- 他人と比べず、個の成長を認める。
- 結果だけでなく過程における頑張りを認める。
- 人間関係プログラムの実践



いじめを早期発見するための取組

1 いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラー(発見後は該当担任と学年主任)

***相談窓口を兼ねる**

2 気づいた様子、気になる情報を共有する

- ・毎週の職員打合せで子どもの気になるあらわれについて情報共有する。
- ・健康観察で一人一人の顔を見て、声を聞く。
- ・保健室での様子を聞く。
- ・スクールカウンセラーの活用。(授業や休み時間の様子の観察)
- ・保護者から家庭での様子を聞く。
- ・スクールガードの方々から通学時の様子を聞く。

3 調査による情報収集と共有

- ・学級担任の見取りに加え、アセス(学校生活アンケート)などの客観的データから適応感を把握する。
- ・心のアンケートを実施し、個の問題の把握に役立てる。
- ・沼津市統一の「いじめ認知調査」や学校独自のアンケートを行って情報収集、共有に努め、指導にあたる。

4 情報に基づき速やかに対応する。

- ・やっとの思いで子どもが話した内容を、後回しにしない。聞いた内容は、5W1Hで整理し、後で情報を共有できるようにする。

令和8年度 いじめ防止のための年間計画

沼津市立原東小学校

時期	活動内容	対象		
		児童	教職員	保護者等
4月	指導部会・職員会議(いじめ防止基本方針の検討・確認 ・年間、及び4～5月のいじめ防止への取組確認) 保護者・地域等への啓蒙(いじめ防止基本方針の公表と説明) 児童理解研修会① いじめ対策委員会① (4月のいじめの把握と対応の協議) SCによる児童全員面談	○	○	○
5月	アセス実施 学校運営委員会① 保護者希望面談 いじめ対策委員会② (5月のいじめの把握と対応の協議)	○	○	○
6月	児童理解委員会②(アセスの分析・対応協議・気になる児童との面談) いじめ対策委員会③ (6月のいじめの把握と対応の協議) いじめアンケートの実施①	○	○	
7月	児童面談(いじめアンケートをもとに)・いじめに対しての指導・対応 いじめ対策委員会④ (7月のいじめの把握と対応の協議) 保護者面談(全家庭)	○	○	○
9月	アセスの実施 児童理解研修会③(アセスの分析) いじめ対策委員会⑤ (8・9月のいじめの把握と対応の協議)	○	○	
10月	いじめアンケートの実施② いじめ対策委員会⑥ (10月のいじめの把握と対応の協議)	○	○	
11月	児童面談(いじめアンケートをもとに)・いじめに対しての指導・対応 学校運営協議会③ いじめ対策委員会⑦ (11月のいじめの把握と対応の協議)	○	○	○
12月	学校評価アンケート いじめ対策委員会⑧ (12月のいじめの把握と対応の協議)	○	○	○
1月	学校評価(今年度のいじめ防止対策についての成果と課題・次年度の基本方針見直しと計画立案) 学校運営協議会③ いじめ対策委員会⑨ (1月のいじめの把握と対応の協議)		○	○
2月	いじめアンケートの実施③ 児童面談(いじめアンケートをもとに)・いじめに対しての指導・対応 児童理解研修会④ いじめ対策委員会⑩ (2月のいじめの把握と対応の協議)	○	○	
3月	いじめ対策委員会⑪ (3月のいじめの把握と対応の協議) 児童状況引き継ぎ		○	○